

文化庁における日本語教育施策

Japanese Language Education

令和元年9月7日(土)

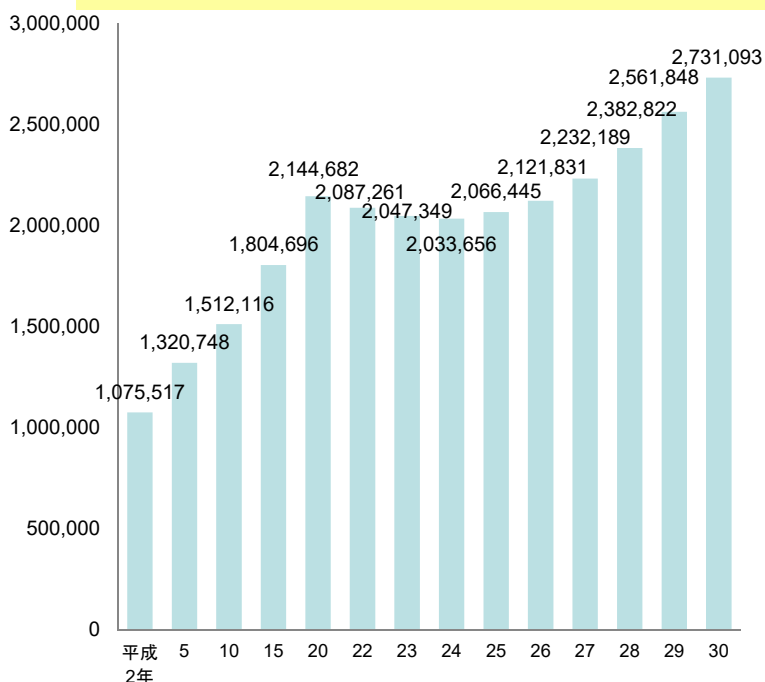
文化庁国語課長
高橋 憲一郎



国内の日本語学習者数等の推移

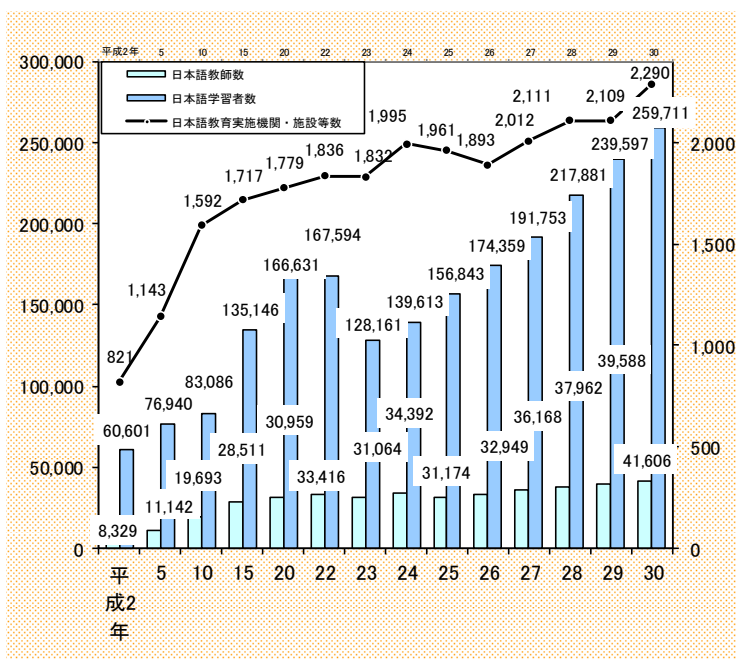
- 平成30年末現在で、在留外国人数は約273万人となり、我が国人口の約2.2%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成30年には約26万人で過去最高。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。
いずれも法務省(各年末現在)

国内の日本語学習者数等の推移



※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

外国人に対する日本語教育の推進

(前年度予算額 804百万円)
令和2年度要求額 966百万円

現状

【データ】

- 在留外国人数
平成2年約108万人→平成30年約273万人(平成30年12月現在)
- 日本語学習者数
平成2年約6万人→平成30年約26万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人数 約45万人(平成29年現在)
- 法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→平成30年末708機関

「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月)

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援**
- ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施**
- ③「言語のためのヨーロッパ共通参照枠(CEFR)」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成**
- ④**日本語教師のスキルを証明する資格制度の検討**

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行(令和元年6月28日)

日本語教育施策 新たなフェーズ

総合的対応策の
早期実行・展開
推進法

全国的な環境
整備
人材確保
質の向上

先進的事例の蓄積

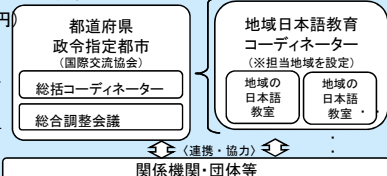
空白地域支援
国の基本方針策定、
地方公共団体へ基本的
な方針のモデル提示

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

① 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

要求額 498百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



② 日本語教室空白地域解消の推進等

要求額 156百万円(前年度予算額 140百万円)

日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としてアドバイザーを派遣する。

インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発等を実施。

→令和2年度は4言語を開発する。

R1に6言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語)、R2に4言語(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)、R3に4言語(タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語)を開発予定

③ 日本語教育の先進的取組に対する支援等

要求額 90百万円(前年度予算額 90百万円)

○NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)

(2) 日本語教育の質の向上等

① 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

要求額 198百万円(前年度予算額 63百万円)

○文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

・日本語教師養成カリキュラム

・現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外

日本語教師(中堅)

日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター、主任教員
学習支援者(いわゆるボランティア)

○日本語教師のスキルを証明する資格制度のための調査研究

→審議会で検討中の日本語教育の資格(更新講習等)に関する調査研究を行う。

② 日本語教育のための基盤的取組の充実

要求額 7百万円(前年度予算額 6百万円)

○日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。

○日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

③ 日本語教育に関する調査及び研究

要求額 17百万円(前年度予算額 8百万円)

○日本語教育の標準等に関する調査研究

→日本語教育の標準の一次報告(令和元年度末とりまとめ予定)と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行うための調査研究等を行う。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」を取りまとめ。

平成26年5月から、
論点7「日本語教育のボランティアについて」
論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」審議を行い、
平成28年2月29日に「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」を取りまとめ。

平成28年5月から、
論点6「日本語教育の養成・研修について」審議を行い、
平成30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」を取りまとめ。

平成31年3月4日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」を取りまとめ。

今期の審議予定

論点5「日本語教育の資格について」引き続き、検討を行っている。

論点3「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」検討を行っている。

日本語教育を推進する意義
日本語教育に関する国と地方公共団体との役割分担
多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応

【目的】 新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、在留外国人の更なる急増が見込まれる。このことから、外国人が生活等に必要の日本語能力を身に付けられるよう、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援する。これらの取組を通じ、関係機関等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、もって、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

プログラムA

《令和元年度実績》採択件数：8件

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市が、地域の日本語教育の実態や課題等を把握
- 都道府県・政令指定都市が、日本語教育実施の具体的な計画策定を通じ、今後の対応方針を明確化

〈概要〉

○地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

○実施計画策定

地域の日本語教育実施の具体的な計画を策定

- 採択件数：30件程度（1年間）
- 補助率：2分の1
- 補助額：1件当たり450万円程度を想定
- 対象
都道府県・政令指定都市
(地域国際化協会を含む)



プログラムB

《令和元年度実績》採択件数：8件

〈主な目的〉

- 都道府県・政令指定都市における体制づくりのための取組を財政的に支援し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す。

〈概要〉

○総合的な体制づくりのための取組への補助

都道府県・政令指定都市に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、当該地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域日本語教育を活性化するような総合的な体制づくりのための取組を財政的に支援。

その際、事業計画が、地域や外国人の実態・特性を十分に踏まえたものとなること、また、大学などの関係機関・団体等との有機的な連携が図られていること等、より実効性の高い計画となることを促進。

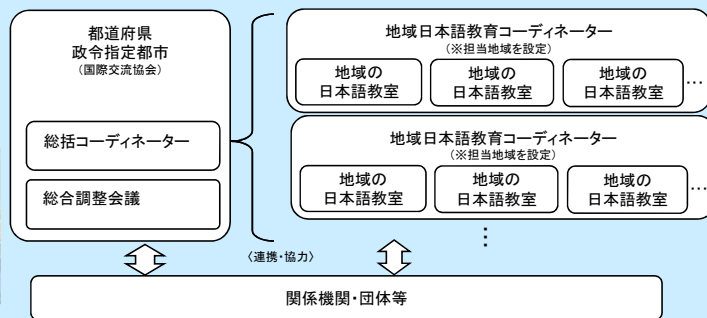
○優良事例等の普及

国は、優良事例について、都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議やポータルサイト（日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）等）を通じて、その普及を図る。

- 採択件数：17件程度
- 補助率：2分の1
- 補助額：1件当たり1900万円程度を想定
- 対象 都道府県・政令指定都市
(地域国際化協会を含む)



(文化庁委託事業による地域の日本語教室の例)



優良事例等の成果を
全国に普及

日本語教育体制の
確立

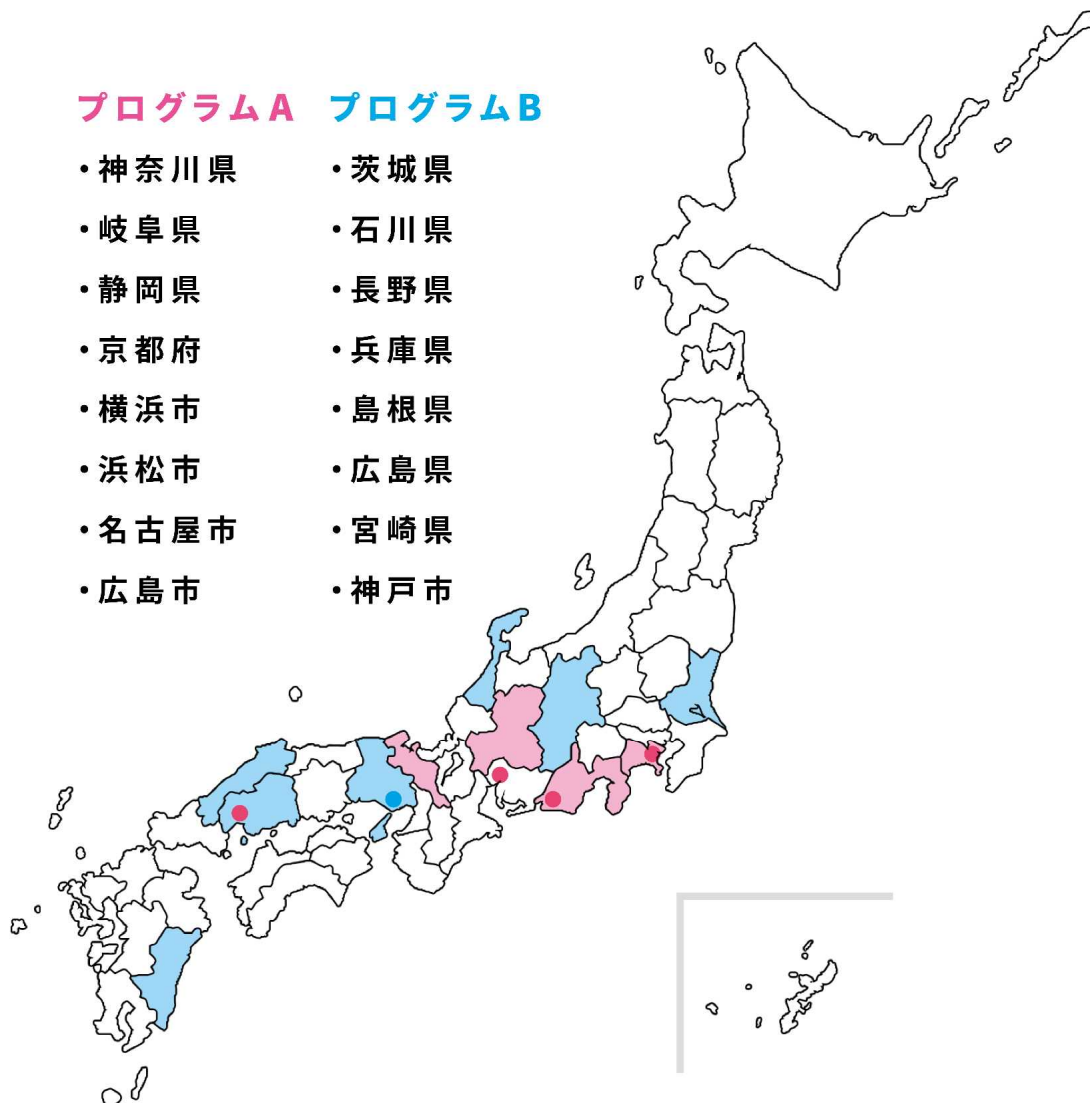
日本語教育の
全国展開

日本語学習機会の
確保

4

プログラムA プログラムB

- ・神奈川県
- ・茨城県
- ・岐阜県
- ・石川県
- ・静岡県
- ・長野県
- ・京都府
- ・兵庫県
- ・横浜市
- ・島根県
- ・浜松市
- ・広島県
- ・名古屋市
- ・宮崎県
- ・広島市
- ・神戸市



- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
- 規制改革実施計画 ●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21閣議決定）

地域日本語教育実践プログラム

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とする。

＜令和元年度委託実績＞ ・採択件数：プログラム（A）13件 プログラム（B）8件
・受託団体：地方公共団体、NPO法人、公益法人、大学等
・採択金額：約200万円/件

プログラム（A）
「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

プログラム（B）
地域資源の活用・連携による総合的取組
地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

- （想定される取組例）
- ・子育てや防災の取組との連携
 - ・地方公共団体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

文化庁

成果の普及

事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。



地域日本語教育 コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。（定員20名）

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の
範囲 6

実施団体による取組事例（平成30年度）

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

●地域日本語教育実践プログラムA

○愛知県「地域における初期日本語教室実施事業」

- ～地域の日本語教室と連携した初期日本語教育の愛知モデル（あいち初期日本語教育プログラム）の構築に向けて～
- ・日本語教育専門家による初期日本語教育の体制を整備し、地域日本語教室への参加の動機付けを高めることで外国人県民を地域社会の一員として社会から排除されないための社会インフラの整備を目指すとともに、日本語教育専門家と市民が連携した日本語教室を実施。

○公益財団法人大垣国際交流協会

- 「地域日本語力はぐくみ事業～外国人から支援ボランティアまで～」
- ・日本語が話せない外国人を対象に日本語や地域生活のルールを習得する「日本語教室」の開催、日本語学習をサポートできる人材の育成のための「日本語指導のボランティア講座」の実施、生活情報・行政情報を盛り込んだ日本語学習教材を作成。

●地域日本語教育実践プログラムB

○公益財団法人福島県国際交流協会

- 「ふくしま地域連携型日本語学習総合推進事業」
- ・外国人住民が散在している状況を鑑み、空白地域（西郷村）を含んだ日本語学習支援の体制整備を通じて、外国人住民が日常生活をする上で必要かつすぐに使える実用的な日本語能力を習得できる環境づくりに取り組んだ。

○大阪市教育委員会

- 「日本語学習を通じた学習者の生活課題等に対応する学びの場の体制づくり」事業
- ・日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し、学習機会を提供するとともに、学習・教室運営に関わる人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図った。

○特定非営利活動法人可児市国際交流協会

- 「地域多文化共生人材育成事業」
- ・地域で暮らす外国人に必要な日本語の会話や読み書きの習得を支援するとともに、地域の様々な文化を習得する機会を日本語教育の拠点として整備した。また近隣の空白地域である坂祝町に対して支援を行い、日本語教室の立ち上げを目指した。

※令和元年度の実施団体は以下のとおり。

＜実践プログラムA＞ 13団体実施

- 愛知県 ○坂祝町 ○公益財団法人千葉市国際交流協会
- 特定非営利活動法人可児市国際交流協会

＜実践プログラムB＞ 8団体実施

- 高岡市 ○大阪市教育委員会 ○高岡市 ○静岡県ベトナム人協会
- 社会福祉法人さぼうとにじゅういち ○学習院大学 等

地域日本語教育コーディネーター研修

1. 研修の目的

文化庁では、地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を開催しています。

2. 研修の対象者

(i) 地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わる方

(ii) 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わる方

かつ、以下の条件を満たす方

日本語教育に関する専門的な教育を受け、十分な経験（3～5年以上）を有し、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する方。



8

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(前年度予算額 140百万円)
令和2年度要求額 156百万円

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約45万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）●経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）●成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

事業概要

地域日本語教育 スタートアッププログラム

(前年度予算額 36.7百万円)
令和2年度要求額 36.7百万円
《令和元年度採択実績》
・件数：19件・対象：地方公共団体等

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

専門家チームによる3年サポート

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

地方公共団体による取組

アドバイザーへの謝金・旅費 等（約200万円/件）を委託管理団体を通じて支払

空白地域解消推進協議会

(前年度予算額 2.7百万円)
2年度予算額 2.7百万円

【対象】

- 地方公共団体
- 国際交流協会担当者等（定員45名）

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議



日本語学習教材の開発・活用

(前年度予算額 100.6百万円)
令和2年度要求額 116.6百万円

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発

前年度に開発した6言語に加え、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語の4言語を開発・提供

日本語学習コンテンツ

登録

NEWS

(日本語教育コンテンツ共有システム)

インターネット

教室に通えない日本語学習者

ICT教材の活用方法のセミナー開催（10か所）

必要に応じてサポート



期待される効果

○地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する

○近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる

○地域住民（日本人・外国人）の地域社会への参画が増える

○地域住民が活躍、外国人の受入れが円滑になる

○地域が活性化する

9

令和元年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 実施団体

全19団体

- : 3年目(7団体)
- : 2年目(5団体)
- : 1年目(7団体)
- : 過去活用団体



10



日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラム開発・活用事業

(前年度予算額 63百万円)
令和2年度要求額 198百万円

背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改訂版)を平成31年3月に取りまとめた。(日本語教師(養成)、「生活者としての外国人」・「留学生」・「児童生徒等」・「就労者」・「難民等」・「海外」に対する初任の日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、日本語学習支援者に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムを提言)
- 上記の審議会報告で示された、日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図るとともに、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用が必要。
- 文化審議会国語分科会において、日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討を行っており、今年度、資格の制度設計の枠組みを取りまとめる予定。

事業概要

- 上記の審議会報告で示された「教育内容等」の普及を図るため、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発と、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。
- 日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち、特に地方の国立大学等において設置が困難な専門科目について放送・通信による授業を開発する。(④)
- 日本語教師の資格制度の創設に向けて、審議会報告のとりまとめ後に必要となる調査研究を行う。(⑤)

- 成長戦略2019 ●規制改革実施計画(左記、いずれも令和元年6月21日閣議決定) ●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日関係閣僚会議)
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(令和元年6月21日関係閣僚会議)

①日本語教師の養成カリキュラム開発

- 養成カリキュラム開発
大学・日本語教育機関等に委託
(大学:主専攻・副専攻、日本語教師の養成)
- 養成カリキュラムの試験実施
- 評価・検証・改善



②現職日本語教師の研修カリキュラム開発

- 研修カリキュラム開発
大学・日本語教育機関等に委託
(生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒・難民・海外に対する初任日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、学習支援者)
- 現職日本語教師の研修カリキュラムの試験実施
- 評価・検証・改善



優良モデルを全国展開

③現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

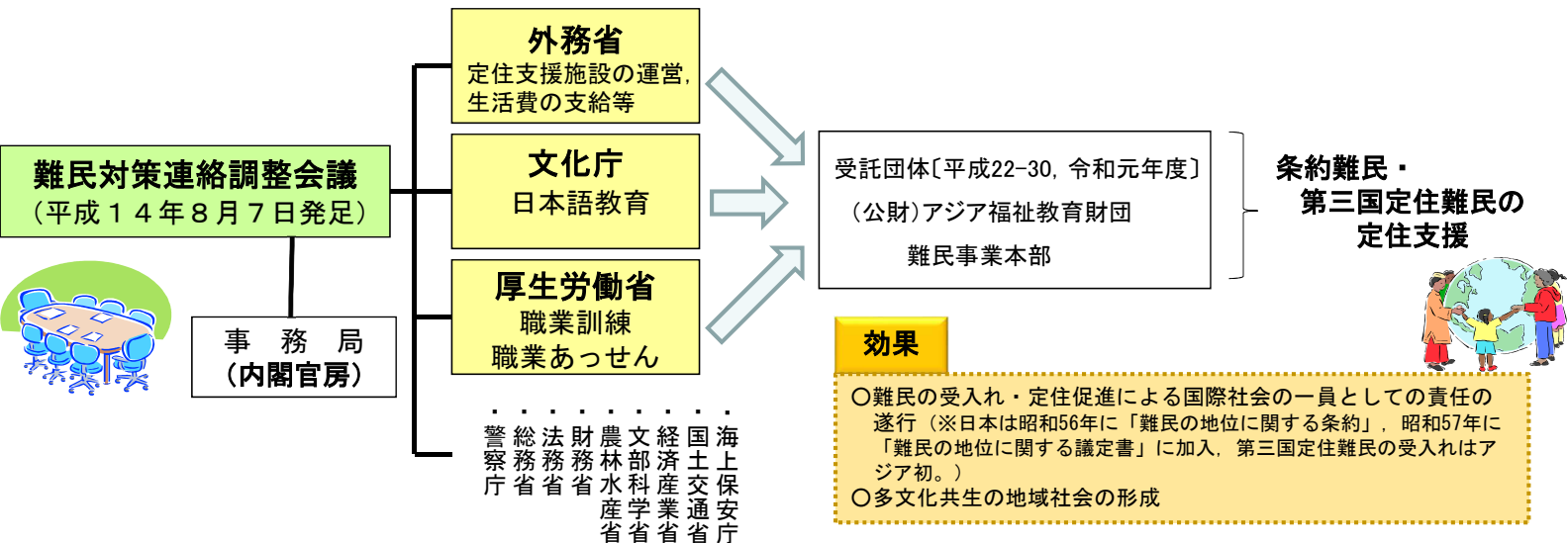
- 【課題】
 - ・日本語教育人材の絶対数の不足
 - ・多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足(特に地方)
- 開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施
 - ・人材確保が喫緊の課題である7分野で実施(①生活者としての外国人・②留学生・③就労者・④児童生徒に対する初任日本語教師、⑤中堅日本語教師、⑥主任教員、⑦学習支援者)
 - ・全国6ブロックで、開発した各分野の優良モデルの研修を実施
 - ・日本語教育人材を指導する専門家の派遣
 - ・OJTによる研修担当者の育成
- ⇒全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

- ④日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づく、大学間で単位認定が可能な放送・通信による授業を開発する(日本語音韻・音声他)

- ⑤日本語教師の資格に関する調査研究(教育実習、更新講習)

本事業を通じて、日本語教育人材の質の向上、日本語教育人材の確保、日本語教育機関の教育水準の向上を図る

政府の難民に対する定住支援体制

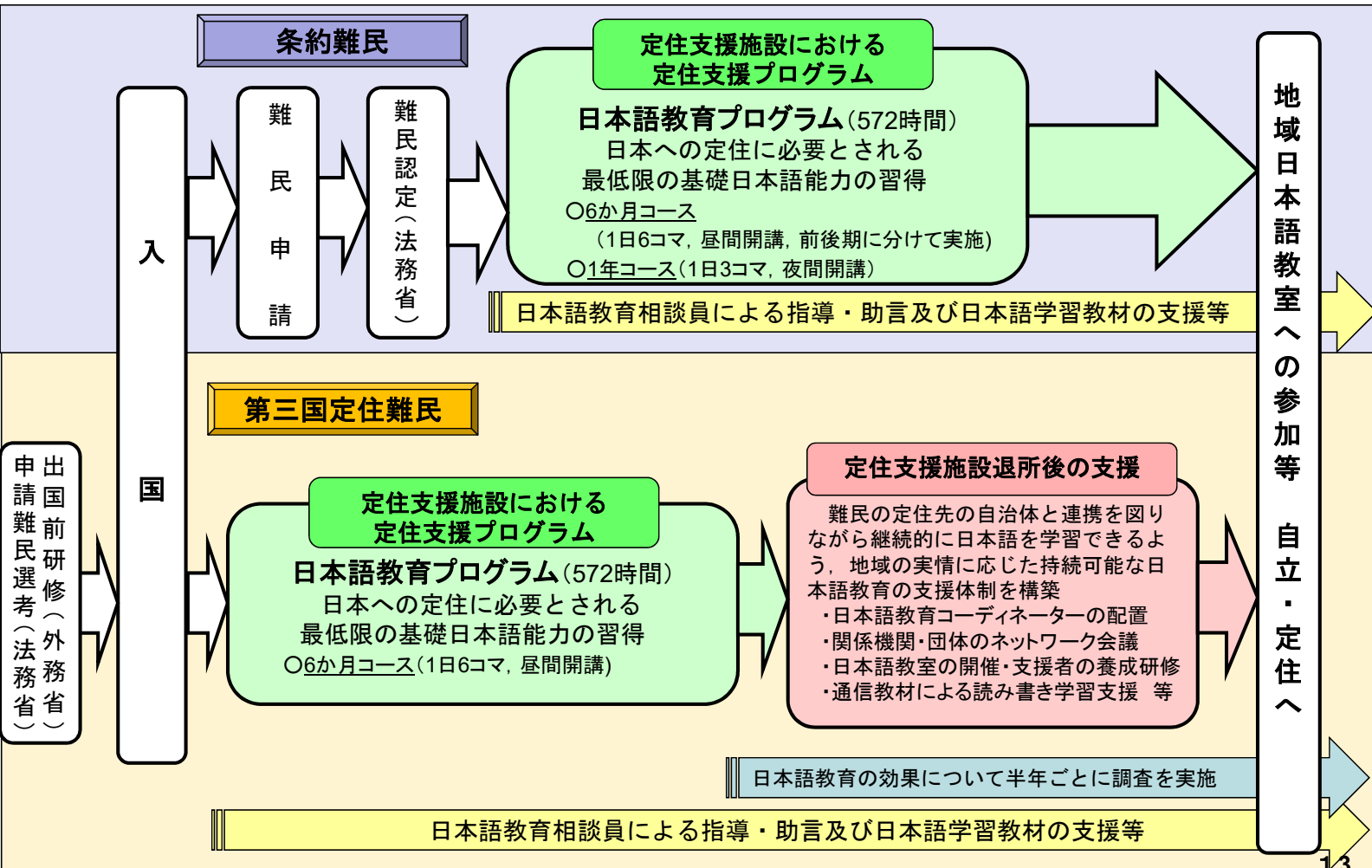


条約難民	「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。 (※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。
第三国定住難民	難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。 (他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)

12

条約難民及び第三国難民に対する日本語教育

(前年度予算額 44百万円)
令和2年度要求額 44百万円



13

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するとともに、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案の推進のための基礎資料とする。

1. 日本語教育に関する実態調査(昭和42年度から実施)

4百万円(4百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究(平成26年度から実施)

13百万円(4百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律の成立を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和2年度は以下の3テーマ実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日関係閣僚会議決定)(抜粋)

日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠(CEFR)」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。(施策番号53)



今年度、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、国内外の日本語学習及び日本語能力の判定の際に指標となる日本語教育の標準(日本版CEFR)の第一次報告を取りまとめる予定。

①日本語教育の標準(日本版CEFR)の第一次報告に示された指標に関する実証調査研究

第一次報告を取りまとめた後に必要となる日本語教育の標準(日本版CEFR)の実証調査研究を行う。

②日本語能力に関する試験実施機関が日本版CEFRと関連づけを行うための調査研究

既存の日本語能力に関する試験の実施機関・団体が日本版CEFRと関連づけ評価を行うことを目的とした調査研究を行う。本調査研究では、日本版CEFRと各試験との関連を明らかにするとともにその方法等を示した手引き・チェックリスト等の作成を行う。

日本語教育の推進に関する法律(議員立法、令和元年6月28日公布・施行)(抜粋)

附則(検討)第2条

国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(「日本語教育機関」という)に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方



日本語教育の推進に関する法律の附則2条の検討を行うに当たって、必要となる調査研究を行う。

③日本語教育の優良事例評価の仕組み作りの調査研究

我が国に在留する外国人に対して優良な日本語教育実施機関・団体に関する情報提供を行えるようにするため、優れた日本語教育の取組を行い、成果をあげている事例を評価し公表する仕組み作りを行うための調査研究を行う。

14

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策をより一層推進

日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育大会の開催

広く日本語教育に関わる方々を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状についての理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資することを目的として、昭和51年から開催しています。

<令和元年度開催地>

- 東京(9月7日, 8日)
- 京都(10月12日, 13日)

都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修

地方公共団体の日本語教育担当者を対象に、地域の日本語教育に関する取組についての情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を平成20年から開催しています。

都道府県政令指定都市 日本語教育推進会議

日本語教育の体制整備における課題解決のため、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討することを目的として、複数のブロックに分けて開催しています。



15

背景

- 政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備することが必要。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。



○日本語教育推進会議

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。
【平成24年1月23日(第1回)、平成24年3月12日(第2回)、平成24年9月21日(第3回)、平成25年9月25日(第4回)、平成26年9月24日(第5回)、平成27年9月16日(第6回)、平成28年9月15日(第7回)、平成29年9月14日(第8回)、平成30年9月19日(第9回)】

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- ・日本語教育に関する各種コンテンツ(教材、論文、報告書、団体・人材情報等)を共有し、①信頼性のある情報を、②確実に、かつ③効率的に探し出し、活用できる仕組みを構築。
NEWS : Nihongo Education contents Web sharing System
(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp>)
- ・日本語教育に関するコンテンツを収集し、更なる充実を図る。



16

文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

文化庁WEBサイト(日本語教育) http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

- 文化庁における日本語教育関連年間予定表
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
・報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
・過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

<取組の報告>
・各地の取組の報告を掲載しています。

<地域日本語教育コーディネーター研修>
・地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。各地域の日本語教育実践者を御推薦ください。(8月1日締切)

- 日本語教育研究協議会
- 文化庁広報誌「ぶんかる」 <http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html>
・「地域日本語教室からこんにちは!」を連載しています。
各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声をお届けしています。
- 講演・説明について
・文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

<文化庁国語課> 電話: 03-5253-4111 (内線4464) 担当: 増田, 北村, 松井

17

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
 - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業主の責務
- ・連携の強化
- ・法制上、財政上の措置等
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

18

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
 - ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
 - ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
 - ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年6月28日公布・施行）

19